

議案第 9 号

安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給料等及び費用弁償について定めるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与等)

第 2 条 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）に対し、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表に定める給料表によるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第 4 条 フルタイム会計年度任用職員に採用された者の号給は、市長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(準用)

第 5 条 安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 43 号。以下「給与条例」という。）第 3 条、第 4 条、第 10 条、第 18 条から第 26 条まで、第 29 条、第 31 条から第 32 条の 3 まで、第 40 条及び第 41 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。

第 6 条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、安曇野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 44 号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬等)

第 7 条 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）に対し、報酬、期末手当及び費用弁償を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第 8 条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、全てのパートタイム会計年度任用職員に対して支給する。

2 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職したときは、その月の末日までの報酬を支給する。

3 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外
のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現
日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差
し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

4 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対して
は、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の額)

第9条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額
に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時
間を安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年安曇野市条例第31
号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得
た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以
下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21
で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当
たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を
162.75で除して得た額とする。

4 前3項の基準月額は、当該パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常
の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場
合に、その者の職務の内容及び責任並びに職務遂行上必要となる知識、技術、職務
経験等に照らして第3条及び第4条の規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第10条 特殊勤務手当条例第2条に規定する業務に従事することを命ぜられたパート
タイム会計年度任用職員には、特殊勤務に係る報酬を支給する。

2 特殊勤務に係る報酬の額は、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第11条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職
員に対して、その正規の勤務時間外に勤務した全時間について、時間外勤務に係る
報酬を支給する。

2 時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬の額
に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤
務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25

を加算した割合) を乗じて得た額とする。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務で正規の勤務時間外の時間にしたものうち、その勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125) を乗じて得た額とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第2項の勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務(同項ただし書の勤務を除く。)の時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50

- 5 前各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額(50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 月額による報酬 第9条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第9条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第9条第3項の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

- 第12条 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務

時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。
- 4 前条第5項の規定は、第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額の計算について準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第13条 月額又は日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

- 2 前項に規定する勤務1時間あたりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額（50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。

（1） 月額による報酬 第9条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

（2） 日額による報酬 第9条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第14条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める期日に支給する。

- 2 報酬は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、パートタイム会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第15条 給与条例第31条から第32条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。）について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第16条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第18条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第18条から第23条までの規定の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償）

第17条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、安曇野市職員の旅費に関する条例（平成17年安曇野市条例第45号）の例による。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

号俸	給料月額
1	144,100 円
2	145,200 円
3	146,400 円
4	147,500 円
5	148,600 円
6	149,700 円
7	150,800 円
8	151,900 円
9	153,000 円
10	154,400 円
11	155,700 円
12	157,000 円
13	158,300 円

14	159,800 円
15	161,300 円
16	162,900 円
17	164,200 円
18	165,700 円
19	167,200 円
20	168,700 円
21	170,100 円
22	172,800 円
23	175,400 円
24	178,000 円
25	180,700 円
26	182,400 円
27	184,000 円
28	185,700 円
29	187,200 円
30	188,900 円
31	190,700 円
32	192,400 円
33	194,000 円
34	195,400 円
35	196,900 円
36	198,400 円
37	199,700 円
38	201,000 円
39	202,200 円
40	203,500 円
41	204,800 円
42	206,100 円
43	207,400 円
44	208,700 円
45	209,800 円
46	211,100 円
47	212,400 円
48	213,700 円

49	214,800 円
50	215,900 円
51	216,900 円
52	218,000 円
53	219,100 円
54	220,100 円
55	221,000 円
56	222,000 円
57	222,400 円
58	223,300 円
59	224,100 円
60	224,900 円
61	225,600 円
62	226,600 円
63	227,400 円
64	228,300 円
65	229,000 円
66	229,800 円
67	230,700 円
68	231,700 円
69	232,400 円
70	233,100 円
71	233,700 円
72	234,500 円
73	235,300 円
74	236,000 円
75	236,700 円
76	237,300 円
77	238,000 円
78	238,800 円
79	239,600 円
80	240,300 円
81	240,800 円
82	241,500 円
83	242,200 円

84	242,900 円
85	243,500 円
86	244,200 円
87	244,900 円
88	245,600 円
89	246,100 円
90	246,600 円
91	246,900 円
92	247,300 円
93	247,600 円

令和元年 8 月 26 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第10号

安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年安曇野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第15条を次のように改める。

(会計年度任用職員の勤務時間及び休暇)

第15条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が規則で定める。

(安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年安曇野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第43条」を「第42条」に改める。

第2条第1項中「再任用常勤職員」という。)の次に「及び法第22条の2第1項第2号により採用されたフルタイム会計年度任用職員」を加え、「をいい、非常勤職員（法第28条の5第1項及び第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）については、報酬」を削り、同条第2項中「及び再任用短時間勤務職員（以下「再任用職員」という。）」を削り、「勤勉手当」の次に「とし、法第28条の5第1項及び第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）についても同様」を加える。

第8条の4第1項中「再任用職員の給料月額」を「再任用常勤職員及び再任用短時間勤務職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額」に改める。

第42条を削り、第43条を第42条とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年8月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第11号

安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年
安曇野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第
252条の19第1項に規定する指定都市の長」を加え、同項第5号中「した者」の次に
「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者
を含む。）」を加える。

附則第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年8月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第12号

安曇野市保育所条例等の一部を改正する条例

(安曇野市保育所条例の一部改正)

第1条 安曇野市保育所条例（平成17年安曇野市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「25日」の次に「。以下同じ。」を加える。

第8条第1項中「市長が指定する期日」を「毎月末日」に改める。

第11条を第12条とする。

第10条中「又は長時間保育料」を「、長時間保育料又は給食費」に改め、同条を第11条とする。

第9条第2項前段中「長時間保育料」の次に「及び給食費」を加え、同項後段中「長時間保育料」の次に「又は給食費」を加え、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(給食費)

第9条 利用児童の保護者は、毎月末日までに給食の提供に係る負担金（以下「給食費」という。）を納付しなければならない。

2 給食費は、規則で定める額とする。

3 市長は、給食費を決定したとき、又は変更が生じたときは、保護者に通知するものとする。

(安曇野市立幼稚園条例の一部改正)

第2条 安曇野市立幼稚園条例（平成17年安曇野市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（給食費）」に改め、同条第1項中「指定された期限」を「毎月末日（12月にあつては、25日）」に、「幼稚園の保育料」を「給食の提供に係る負担金（以下「給食費」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 給食費は、規則で定める額とする。

第4条に次の1項を加える。

3 市長は、給食費を決定したとき、又は変更が生じたときは、保護者に通知するものとする。

第5条（見出しを含む。）中「保育料」を「給食費」に改める。

第7条を次のように改める。

(督促)

第7条 安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（平成17年安曇野市条例第86号）第3条の規定は、給食費について準用する。この場合において、同条第1項中「市税外収入金」とあるのは、「給食費」と読み替えるものとする。

第8条中「保育料」を「給食費」に改める。

(安曇野市立認定こども園条例の一部改正)

第3条 安曇野市立認定こども園条例（平成28年安曇野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「25日」の次に「。以下同じ。」を加える。

第15条第1項中「市長が指定する期日」を「毎月末日」に改める。

第18条を第19条とする。

第17条中「又は長時間保育料」を「、長時間保育料又は給食費」に改め、同条を第18条とする。

第16条第2項前段中「長時間保育料」の次に「及び給食費」を加え、同項後段中「長時間保育料」の次に「又は給食費」を加え、同条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(給食費)

第16条 利用児童の保護者は、毎月末日までに給食の提供に係る負担金（以下「給食費」という。）を納付しなければならない。

2 給食費は、規則で定める額とする。

3 市長は、給食費を決定したとき、又は変更が生じたときは、保護者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の安曇野市保育所条例、安曇野市立幼稚園条例及び安曇野市立認定こども園条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る保育料、長時間保育料及び給食費（以下この項において「保育料等」という。）から適用し、同日前の利用に係る保育料等は、なお従前の例による。

令和元年8月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第13号

安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年安曇野市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条に次の5号を加える。

(8) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(9) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(10) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(11) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(12) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「かつ適切な」を「かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「区分、支給認定」を「区分、教育・保育給付認定」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号

に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超える場合は、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超える場合は、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超える場合は、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3） 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条から第19条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条（見出しを含む。）並びに第25条から第27条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第1号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「この章」を「前節」に、「支給認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定教育・保育には特別利用教育を」の次に「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ」を加え、「この章」を「前節」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては、主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「）の数を」を「）の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「小規模保育事業A型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を、「小規模保育事業B型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加え、「その利用定員の数を6人」を「6人」に改める。

第38条第1項中「利用者の負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第3項を第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるとき

は、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号の規定により市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号の規定により市が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超える場合は、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準によ

り算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超える場合は、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超える場合は、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。））」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。））」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。））」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども支給認定子どもの数」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを含む」を「教育・保育給付認定子どもを含む」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く）」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。））、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲

げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定地域型保育には特定利用地域型保育を」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則

第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。) から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」に、「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。))」に改める。

附則第4項の前の見出し並びに同項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とする。

附則第7項中「事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。))」を加え、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年8月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第14号

安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年安曇野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（利用者負担額の減免）

第4条 市長は、必要があると認めるときは、利用者負担の額を減免することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用者負担の額から適用し、同日前の利用に係る利用者負担の額は、なお従前の例による。

令和元年8月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第15号

安曇野市穂高陶芸会館条例の一部を改正する条例

安曇野市穂高陶芸会館条例（平成18年安曇野市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「1月4日」を「2月末日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

1 入館

区分	利用料金	
	個人	20人以上の団体 （1人につき）
一般の者	200円	160円

備考 「一般の者」とは、中学生以下の者を除く者をいう。

2 作陶

区分	利用料金	
	個人	20人以上の団体 （1人につき）
一般の者	2,090円	1,570円
中学生以下の者	1,880円	1,040円

備考

- 1 「一般の者」とは、中学生以下の者を除く者をいう。
- 2 上記の利用料金には、1人1回につき陶土500gの料金を含むものとする。
- 3 陶土を追加する場合は、500gにつき520円を追加する。

3 模写撮影等

区分	単位	利用料金
模写・模造	1点1日につき	2,090円

撮影（学術研究用）	1 点	520円
撮影（その他）		3,140円
原版使用（学術研究用）	1 枚	520円
原版使用（その他）		2,090円

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年 8 月 26 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘